－今号の目次－

◆ 令和2年度第3次補正予算の交付要綱が発出される（厚生労働省） 1

「保育環境改善等事業実施要綱」

「令和2年度保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）及び保育士修学資金貸付等事業（令和2年度第3次補正予算分）分）交付要綱」

◆ 「子ども・子育て支援交付金の交付について」の一部改正について

（内閣府） 5

⇒「子ども・子育て支援交付金の交付について」に関連して、「新型コロナウイルス感染症対策支援事業、ICT化推進事業に関するFAQ（令和3年2月2日時点版）」が公表される（内閣府） 7

◆ 令和2年度第3次補正予算による公定価格の対応及び新型コロナウイルス感染症対策に係る支援について（内閣府等） 8

◆ 幼稚園・認定こども園に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修の実施主体の認定について（内閣府等） 11

**◆令和2年度第3次補正予算の交付要綱が発出される（厚生労働省）**

**「保育環境改善等事業実施要綱」**

**「令和2年度保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）及び保育士修学資金貸付等事業（令和2年度第3次補正予算分）分）交付要綱」**

令和2年度第3次補正予算にかかる、感染防止対策にかかる費用、かかり増し経費等の補助金について、実施要綱、交付要綱が厚生労働省から発出されました。

|  |
| --- |
|  |

別添の資料1「認可保育所等設置支援事業の実施について」新旧対照表は、実施要綱です。主な加筆部分は下記をご参照ください。全文は、別添の資料2「〔改正後全文〕認可保育所等設置支援事業の実施について」をご参照ください。

|  |
| --- |
| （別添資料1・資料2から全保協事務局抜粋）保育環境改善等実施要綱３　事業の内容（２）環境改善事業⑧　新型コロナウイルス感染症対策支援事業 ４（11）①に定める対象施設において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくために行う以下の事業ア　職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業（かかり増し経費、研修受講）【かかり増し経費の具体的な内容】 ①　職員が勤務時間外に施設内の消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金※　手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること②　感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援※　物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロ　ン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなどイ　マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発等を行う事業４　対象事業の制限（11）新型コロナウイルス感染症対策支援事業の実施については、以下①～③を満たすものとする。①　対象施設については、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業を行う事 業所、児童厚生施設及び認可外保育施設とする。なお、公立公営の施設及び事業所、並びに証明書の交付を受けていない認可外保育 施設についても対象とする。②　感染症拡大防止を徹底するため、・　保護者との連絡等におけるICTの活用・　保育等の提供に係る遊具等の消毒や、子どもが密集する状況をつくらない等の　工夫を図るために必要な保育補助者等の雇い上げ・　感染症対策計画の策定、職員の体調管理や新型コロナウイルス接触確認アプリ（ＣＯＣＯＡ）の活用等の取組に努めている。③　感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施している職員への支援を図るため、原則、３（２）⑧アの事業を実施し、職員に対する手当等の支給や物品等の購入支援を積極的に行うこと。（３（２）⑧イの事業の実施のみにならないようにすること。） |

別添の資料3「保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援（令和2年度第3次補正予算分）に関するFAQ（令和3年2月4日時点版）」です。

補助割合の1/2である市区町村等負担分の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時給付金」の活用（No.3）、備品購入等に対する経費とかかり増し経費等の配分（No.9）などが示されています。

|  |
| --- |
| （別添資料3から全保協事務局抜粋）保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援（令和2年度第3次補正予算分）に関するFAQ（令和3月2月4日時点版）No.2質問）この事業は令和２年度予算であるが、令和３年度にもこの予算は活用できるようになるのか。また、令和２年度に支出したものを令和３年度に交付申請できるのか。回答）本事業は繰越明許費の対象事業のため、翌債及び明許繰越の対象になります。また、年度内の交付申請手続きが困難な場合は、令和3年度においてもこの予算が活用できるように、厚生労働省において予算の繰り越し（本省繰越）を行います。なお、交付申請にあたっては、以下の点にご注意ください。・令和3年度に行う予定の職員への手当等の支給や物品等の購入については、令和3年度の本省繰越にかかる交付要綱に基づき、令和3年度予算分として交付申請を行ってください。・原則、令和2年度中に物品等の購入を行い、令和2年度予算分として交付申請を行うもの（地方繰越を行わないもの）は、令和2年度末までに物品等の受領及び支払いを完了するものを申請してください。・令和2年度中に物品等の購入を行い、令和2年度予算分として交付申請を行ったが、やむを得ない理由により物品の受領及び支払いが令和3年度になる場合には、必ず地方繰越の手続きを行ってください。・令和2年度中に職員へ手当等の支給を行った場合、その交付申請は令和2年度予算分として行ってください。地方繰越はできません。※令和2年度に補助基準額全額を支出（又は地方繰越）した場合は、令和3年度の本省繰越にかかる交付要綱の申請はできません。No.3質問）地方負担1／2とされているが、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用は可能か。回答）「令和2年度第3次補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」（令和3年2月2日付内閣府地方創生推進室事務連絡）において、当該交付金の対象事業となっています。No.9質問）新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業について、備品購入等に対する経費とかかり増し経費等は、どのように配分すればいいか。回答）当該事業は、保育所等が感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供するための支援ですので、原則、職員に対する手当等の支給や物品等の購入支援に御活用いただくようにお願いします。なお、実施要綱4（11）③のとおり、実施要綱の3（2）⑧イの事業の実施のみとならないようお願いします。No.10質問）本事業で慰労金を支給することは可能か。また、職員がPCR検査を自費で受けた場合、これに要した費用を支給することは可能か。回答）【慰労金について】保育所等の児童福祉施設においては、慰労金は対象となりません。【PCR検査費用について】本事業については、No.9でお示しのとおり、職員に対する手当等の支給などに御活用いただきたいと考えてますが、職員の家族が濃厚接触者となるなど、やむを得ず自費で検査を受けることとなった場合等について、その費用を支給することは差し支えありません。 |

別添の資料4「令和2年度保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）及び保育士修学資金貸付等事業（令和2年度第3次補正予算分）分）の国庫補助について」は、交付要綱です。基準額等が示されていますので、ご確認ください。

感染拡大防止対策とともに、公定価格の人件費の引き下げをカバーするためにも、確実に補助金をご活用いただくようお願いいたします。

併せまして、円滑な実施に向けた自治体との連携や働きかけにお取り組みいただきますよう、お願い申しあげます。

**◆****「子ども・子育て支援交付金の交付について」の一部改正について（内閣府）**

令和3年1月28日、内閣府等は標記の交付要綱を改正しました。

|  |
| --- |
|  |

令和2年度第3次補正予算を踏まえ、令和3年1月1日から適用されています。

主に加筆された項目は下記の通りです。

全文や詳細は、内閣府ホームページをご参照ください。

■内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 法令・通知等 > 通知

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/tsuuchi.html>

|  |
| --- |
| （全保協事務局抜粋）子ども・子育て支援交付金交付要綱【加筆部分のみを抜粋】５　利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）新型コロナウイルス感染症対策支援事業（１）利用者支援事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）　 300,000円（２）延長保育事業　　定員19人以下　150,000円定員20人以上59人以下　200,000円定員60人以上　250,000円（３）放課後児童健全育成事業　　定員19人以下　300,000円定員20人以上59人以下　400,000円定員60人以上　500,000円※　放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり※　延長保育事業の「定員」は事業を実施する保育所等の定員※　職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）及び、市町村による事業所等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に必要な経費に限る。※　感染症対策計画の策定、職員の体調管理やCOCOAの活用等、感染拡大防止に努めること。６　利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業ICT化推進事業　500,000円※　放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり※　利用児童等の入退出の管理や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る経費及び、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費を補助 |

**⇒「子ども・子育て支援交付金の交付について」に関連して、「新型コロナウイルス感染症対策支援事業、ICT化推進事業に関するFAQ（令和3年2月2日時点版）」が公表される（内閣府）**

令和3年2月2日、内閣府は標記FAQを公表しました。

かかり増し経費による職員への支給の積極的な活用（No.8）、手当としての支給方法と手続き等（No.10）などが示されています。

詳細は別添の資料5をご参照ください。内閣府ホームページにも掲載されています。

■内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 自治体向け情報 > Q＆A集

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/qa/index.html>

|  |
| --- |
| （別添資料5から全保協事務局抜粋）新型コロナウイルス感染症対策支援事業、ICT化推進事業に関するFAQ（令和3年2月2日時点版）No.3　新型コロナウイルス感染症対策支援事業　ICT化推進事業質問）　地方負担分について、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用は可能か。回答）　「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において、交付金の交付の対象事業となる予定です。No.8　新型コロナウイルス感染症対策支援事業質問）　かかり増し経費については、勤務時間外の業務でなければ対象経費とならないのか。回答）かかり増し経費については、感染症対策に関する業務であれば、勤務時間外に限るものではありません。事業趣旨等を踏まえ、かかり増し経費により職員への手当を支給するなど、積極的にご活用いただきますようお願いします。No.9　新型コロナウイルス感染症対策支援事業質問）本事業で慰労金を支給することは可能か。また、職員がPCR検査を自費で受けた場合、これに要した費用を支給することは可能か。回答）【慰労金について】慰労金は対象となりません。【PCR検査費用について】本事業については、No.8のとおり職員に対する手当等の支給などに優先的にご活用いただきたいと考えていますが、職員の家族が濃厚接触者となるなど、やむを得ず自費で検査を受けることとなった場合等について、その費用を支給することは差し支えありません。 No.10　新型コロナウイルス感染症対策支援事業質問）「通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当」など支払う場合、必ず給与規程を変更し、新たな手当区分を創設しなければならないのか。また、かかり増し経費を補助する場合において、施設に対してどのような書類を求めるべきか。回答）必ずしも給与規程の変更を行うことを求めるものではなく、感染症対策を行った職員に係る人件費に充ててください。その際、職員に支給方法や算定方法等を周知するなど、透明性の確保にご留意ください。かかり増し経費については、感染症対策として職員に支給したこと等がわかる書類が必要と考えられますが、業務負担軽減の観点からできる限り簡素化していただきたいと考えます。（例：支払明細書のみ提出とし、いつ、どのような勤務をしたか等、詳細なものは求めない）No.16　ICT化推進事業質問）ICT化推進事業はどのような経費が対象になるのか。回答）利用児童等の入退出の管理を行うシステム導入経費、オンラインを活用した会議、研修や相談支援に必要なタブレットの購入、ライセンス料などICT化の推進に資する機器等の整備に要する経費が対象になります。 |

**◆令和2年度第3次補正予算による公定価格の対応及び新型コロナウイルス感染症対策に係る支援について（内閣府等）**

令和3年2月16日に、内閣府等は標記事務連絡を発出しました。

本事務連絡は、「令和2年度第3次補正予算による公定価格の対応」について、人件費の引き下げ（期末手当を0.05月分引き下げ）と、処遇改善等加算の取扱い、また、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る支援について」整理されたものです。

詳細は、内閣府ホームページにてご確認ください。

■内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 法令・通知等 > 事務連絡

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/index.html>

|  |
| --- |
| （全保協事務局抜粋）令和2年度第3次補正予算による公定価格の対応及び新型コロナウイルス感染症対策に係る支援について（前文　略）１．令和2年度第3次補正予算による公定価格の対応（1）公定価格告示改正の趣旨・内容及び留意事項について（別添1）　　　　　　※全保協事務局注：別添1は内閣府ホームページにてご確認ください。（中略）エ　各施設等の過度な事務負担の発生を避けつつ、保育士・幼稚園教諭等に賃金の適切な支払いに資するよう、各市町村においては、既に把握している各施設等に関する情報（各月ごとの利用子ども数や加算の取得状況等）に基づき、今般の改定の影響額（減額見込額、年度末までの給付見込総額、処遇改善等加算Ⅰの賃金改善要件分等の内訳等）を算定し、各施設・事業者にすみやかに周知すること。オ　改正告示による公定価格の減額を理由に事業者が公定価格を原資とする保育士・幼稚園教諭等の人件費をやむを得ず引き下げる場合にあっても、賃金及び法定福利費等の事業主負担分について、施設・事業所全体で公定価格の年間の減額相当額（1．（2）イに示す＜算式２＞により算出される公定価格における人件費の減額改定分）を超える減額が行われないよう、各施設・事業者に指導すること。なお、今般の減額改定を加味した次年度以降の給与表、給与規定等の改定を行う場合は、上記の趣旨を適切に反映したものとなるよう、各施設・事業者に要請すること。（2）処遇改善等加算の取扱いについて今般の改正告示による減額改定を踏まえた、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて（令和2年7月30日付け府子本第761号、2文科初第643号、子発0730第2号。以下「処遇改善等通知」という。）」に定める「賃金改善計画書」及び「賃金改善実績報告書」の作成等にあたっては、以下の事項に留意されたいこと。ア　令和2年度の処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱにおける「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」（以下「人件費改定分」という。）の算定に用いる改定率については、以下のとおりであること。なお、提出済みの賃金改善計画書は、今般の人件費の減額改定を反映した修正を行う必要はなく、当該計画書の再提出は不要であること。＜令和2年度の公定価格における人件費改定分に係る改定率＞改定後 （参考：改定前）基準年度が平成24・25年度の施設・事業所： ７．８％ （８．１％）基準年度が平成26年度の施設・事業所： 　　５．８％ （６．１％）基準年度が平成27年度の施設・事業所： 　　３．９％ （４．２％）基準年度が平成28年度の施設・事業所： 　　２．６％ （２．９％）基準年度が平成29年度の施設・事業所： 　　１．５％ （１．８％）基準年度が平成30年度の施設・事業所： 　　０．７％ （１．０％）基準年度が令和元年度の施設・事業所：　　▲０．３％ （０％）（参考）賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書における「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の算定方法（処遇改善等通知第4の2(1)キ※2）利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、以下の＜算式＞により算定した額を合算して得た額＜算式＞「加算当年度の加算Ⅰの単価の合計額」×「基準翌年度から加算当年度までの人　件費の改定分に係る改定率」×「（見込）平均利用子ども数」×「賃金改善実施期間の月数」イ　処遇改善等通知では、国家公務員の給与改定に伴い公定価格が増額改定されることを念頭に、賃金改善実績報告書において、加算当年度に増額改定があった場合、各職員の増額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の増額分を含む。）は、以下の＜算式１＞により算定した額以上となっていることを要することとなっている（処遇改善等通知第4の2(2)オ※参照）。＜算式１＞「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額」×「増額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」一方で、令和2年度においては、公定価格が減額改定となったことから、上記の取扱いにはよらず、各職員の減額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の減額分を含む。）は、以下の＜算式２＞により算定した額を超えない減額となっていることを要するものであること。＜算式２＞「令和2年度（加算当年度）の加算Ⅰの加算額総額」×「▲０．３％（減額改定に　係る改定率）」÷「令和2年度（加算当年度）に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率（％）」ウ　賃金改善実績報告書における特定加算実績額及び加算実績額については、令和2年4月分から令和3年1月分は改正前の公定価格告示で定める公定価格に、令和3年2月分及び3月分は改正告示で定める公定価格に、それぞれ基づいて算出する必要があること。２．新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る支援について（別添2・3）※全保協事務局注：別添2・3は内閣府ホームページにてご確認ください。各施設・事業者が感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ事業を継続的に提供していくため、令和2年度第2次補正予算に引き続き第3次補正予算において、「保育環境改善等事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業）」（厚生労働省）及び「幼稚園の感染症対策支援事業」（文部科学省）を実施し、①　職員が感染症対策の徹底を図りながら教育・保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）②　保育所・幼稚園等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入等について改めて補助を行うこととしている。なお、この補助では、「かかり増し経費」として、職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当なども対象としており、積極的にご活用いただきたいこと。 |

**◆幼稚園・認定こども園に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修の実施主体の認定について（内閣府等）**

令和3年1月25日に、内閣府等は標記事務連絡を発出しました。

認定こども園における処遇改善等加算Ⅱに係る研修の範囲は、加算Ⅱの認定を行う都道府県等が適当と認める団体等が実施する、教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とする研修（幼稚園・認定こども園における園内研修を含む）が、対象に含まれることとされています。

さらに、認定こども園については、教育と保育を一体的に提供するという認定こども園の特徴を考慮し「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号）に基づく保育士等キャリアアップ研修についてもこれに含まれることとされています。

本会では、各都道府県・指定都市保育組織が研修実施主体として申請した際に、加算認定自治体において認定が行われない事例があることについて、これまでに多くのご意見をお寄せいただいており、加算認定自治体の考え方に統一性のないことや認定の可否のあり方に課題があることを厚生労働省、内閣府等の関係各所に伝達してまいりました。本事務連絡は、これらの課題を踏まえ、改めて通知の内容を整理して発出されたものです。

全文は、内閣府ホームページをご参照ください。

■内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 法令・通知等 > 事務連絡

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/index.html>

|  |
| --- |
| （全保協事務局抜粋）幼稚園・認定こども園に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修の実施主体の認定について（前文　略）１．研修の実施主体の認定について幼稚園及び認定こども園の職員に対しては従来から様々な主体により研修が実施されていることを踏まえ、加算Ⅱに係る研修においては、これらの主体による教育及び保育の質の向上に関する研修を幅広く認定することを想定しています。これらの研修については、加算Ⅱによる処遇改善の対象となる職員だけでなく幼稚園及び認定こども園の職員全般の資質向上に資するものであり、加算Ⅱによる処遇改善の対象となる職員を含め、十分な研修機会を提供する観点からは多様な主体による多種様々な研修が実施されることが重要です。このため、研修実施主体の認定に当たっては、特定の主体や内容に偏ることなく、研修通知に定める要件を満たす者から研修実施主体の認定に係る申請があった場合には認定を行うことが基本であることにご留意ください。なお、各加算認定自治体内に所在する団体のみならず、全国的または広域的に活動し研修を行う団体についても、認定の対象となり得ることにも併せてご留意ください。２．研修実施主体の認定に係る申請様式について　　【略】 |